

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 5 5 号
2 0 1 5 年 7 月 1 0 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 田中 守 殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

松井組合員に対する「訓告」処分に関する申し入れ

6月22日、(株)関西新幹線サービックは、新大阪第二事業所へ出向している松井組合員に対して「訓告」処分を通知した。

「平成27年4月18日、新大阪駅幹2ホームにおいて、業務用エレベーターの閉扉を施錠確認を(ママ)怠り、セキュリティ扉を(ママ)未施錠としたこと」を事由としている。

6月26日、会社との業務委員会の冒頭、組合側から訓告処分の事実について抗議し質問したが、把握していないという不誠実な回答であった。

再三、組合より、処分の撤回・解決方法、サービック会社との連絡方法を尋ねた。しかし、逆に会社は7月1日、本人の意向を確認することに終始し、本人が納得いかない意向を汲み取ろうとはしていない。

さらに、組合がこの処分について出向会社と協議することについて、会社は咎めないとするだけで、会社が積極的に組合と協議する立場にあることについては曖昧な回答をしている。

出向規程の「表彰及び懲戒」(第10条)には、「出向社員の懲戒は、会社と出向先会社で協議の上、いずれか一方において、それぞれ定めるところにより行う。」とある。よって、今回の「訓告」についても出向会社と会社が協議した結果の上、通知したと判断される。

会社が、出向を命じた社員に通知された「訓告」処分に関して、処分の解決方法の責任のありかたをはっきりさせず、組合と労働協約を結んでいる労働組合との誠実な対応をしようとしめない姿勢は、まさに労働組合軽視であり看過出来ない。

よって、下記のとおり申し入れるので早急に労使協議の場を設定すること。

記

1. 松井組合員への「訓告」処分を撤回すること。
2. 組合はサービック会社とは労働協約を結んでいない。サービック会社は、何に基づいて松井組合員に対する「訓告」処分を通知したのか明らかにすること。

3. 6月22日、松井組合員に通知した「訓告」処分について協議する会社は、JR東海会社にあると考えるが、会社の見解を明らかにすること。
4. 仮に処分の解決の責任がJR東海会社にないとする場合、その解決する会社及び方法、その根拠を明らかにすること。
5. 組合が、組合員の処分や苦情について出向会社（サービック会社）と協議しようとする場合は何に基づいて協議することが出来るのか明らかにすること。
6. 出向規程の「表彰及び懲戒」（第10条）には、「出向社員の懲戒は、会社と出向先会社で協議の上、いずれか一方において、それぞれ定めるところにより行う。」とある。よって、今回の「訓告」についても出向会社と会社が協議した結果の上、通知したと判断される。会社の見解を明らかにすること。
7. 出向規程の「表彰及び懲戒」（第10条）にある「・・・いずれか一方において、それぞれ定めるところにより行う」とあるが「定めるところにより行う」とは何を指すのか明らかにすること。
8. サービック会社と会社が協議したのはいつ、どのようなメンバーで協議したのか明らかにすること。

以上